

平成 28 年 2 月 19 日

各 位

会 社 名 佐 渡 汽 船 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 川 健  
( J A S D A Q コード番号 9 1 7 6 )  
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 長 尾 崎 弘 明  
役 職 ・ 氏 名  
電 話 番 号 0 2 5 - 2 4 5 - 2 3 1 1

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 19 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 28 年 3 月 29 日開催予定の第 154 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにし、また、取締役及び監査役として適切な人材を確保できるようにするため、取締役（業務執行取締役であるものを除く）及び監査役との間で責任限定契約を締結することができるようにする旨、並びに、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で監査役の責任を免除することができるようにする旨の規定として、定款に第 28 条（取締役との責任限定契約）及び第 36 条（監査役の責任免除）を新設するものです。

なお、定款第 28 条（取締役との責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- (2) 上記の条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものです。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

##### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 28 年 3 月 29 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 28 年 3 月 29 日（予定）

以上

別 紙

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第28条～第34条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第35条～第37条 (条文省略)</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第29条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第37条～第39条 (現行どおり)</p>

以 上